



時津町指令 7 時住第 1 2 5 号

令和 7 年 5 月 2 8 日

許可証

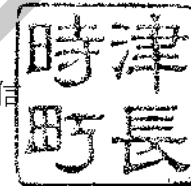
住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1

氏名 株式会社 イワフチ

代表取締役 岩淵 慶太

令和 7 年 4 月 3 0 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第 3 4 号

2 一般廃棄物の種類

事業系 一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

収集、運搬

4 許可期限

令和 7 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 3 0 日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日までに提出すること。